

認証店に係る衛生管理設備導入等補助金交付要項

(通則)

第1条 飲食店に係る熊本県感染防止対策認証制度（以下「認証制度」という。）による認証を受けた飲食業を営む事業者に対する「認証店に係る衛生管理設備導入等補助金（以下「補助金」という。）」の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年7月23日規則第34号）、熊本県観光戦略補助金等交付要項及びその他の法令の定めによるほか、この要項の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、認証制度の基準に沿った衛生管理設備導入等に取り組む飲食店を支援し、新型コロナウイルス感染症（令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。）の感染防止対策を推進することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付対象は、熊本県内において、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に規定する許可又は改正後の食品衛生法の第55条第1項に規定する許可を受けた飲食店のうち、県が運用する又は県が認める団体（以下「県等」という。）の認証制度の基準に沿った衛生管理設備導入等に取り組み、かつ県等による認証を得た事業者（以下「事業者」とする。）とする。

(対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、第5条に規定する交付の申請時点で事業を継続中の事業者が、認証基準を満たすための衛生管理設備導入等に要した経費のうち、公益社団法人熊本県観光連盟会長（以下「会長」という。）が認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。
2 前項における補助対象経費及び補助率等については、別表のとおりとし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号（別表（2）の換気設備については、様式第3号）による交付申請書兼実績報告書兼請求書に会長が定める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

2 次に該当する事業者は、交付申請をすることができない。

(1) 暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者

(2) 前号に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと会長が認める者

3 会長は、前項第2号に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に関する事項について、熊本県警察本部長あて照会することができる。

(交付決定及び額の確定の通知)

第6条 会長は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定及び額の確定を行い、申請者に様式第2号(別表(2)の換気設備については、様式第4号)により通知するものとする。なお、審査の結果、補助金を交付しない場合は不交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助金の交付方法)

第7条 会長は、前条第1項の規定による交付の決定及び額の確定を行ったときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に会長に書面をもって申し出なければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の交付決定及び額の確定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 事業者が、法令、本要項又は法令若しくは本要項に基づく会長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 事業者が、別紙の誓約事項(別表(2)の換気設備については、別紙2の誓約事項)に違反した場合

2 会長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 会長は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還期限については、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(債権譲渡の禁止)

第10条 事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定及び額の確定によって生じる権利の全部又は一部を会長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 会長が第6条第1項の規定に基づく確定を行った後、事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、事業者が会長に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、会長は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、事業者から債権を譲り受けた者が会長に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う

場合についても同様とする。

- (1) 会長は、事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) 会長は、事業者による債権譲渡後も、事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、会長が行う弁済の効力は、会長が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(財産の処分の制限)

- 第11条 事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に準ずるものとする。
- 3 会長は、事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を公益財団法人熊本県観光連盟(以下、「連盟」という。)に納付させることがある。

(暴力団排除等に関する誓約)

- 第12条 事業者は、別紙の誓約書(別表(2)の換気設備については、別紙2の誓約書)の記載事項について補助金の交付申請前に確認の上、交付申請書の提出の際に提出しなければならない。

(その他必要な事項)

- 第13条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、令和3年7月12日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年9月8日から施行し、令和3年7月12日から適用する。

